○　個人事業者である先代経営者から 後継者が一定の事業用資産を相続・贈与により取得した場合には、その事業用資産に係る相続税・贈与税の**納税が猶予され**、後継者の死亡等の場合には**免除**されます。

○　平成31年１月からの**10年間の措置**であり、基本的に法人版 事業承継税制（特例措置）と同様の仕組みです。

※１ 令和８年３月31日までに**個人事業承継計画の策定**が必要
※２ 対象資産：土地（400㎡まで）、建物（800㎡まで）、一定の減価償却資産。土地については、事業用の小規模宅地等の特例との選択制。
※３ 不動産貸付事業は対象外

承継計画の提出

令和８年３月31日までに承継計画を都道府県に提出

先代経営者の青色申告の承認

相続・贈与

都道府県知事の認定

事業、資産等に関する要件の判定

後継者の青色申告の承認

申告期限

事業・資産保有の継続等

- ３年毎に継続届出書を提出
- ５年経過後に、事業用資産を現物出資して会社を設立（法人成り）した場合は、後継者によるその会社の株式等の保有を前提に、猶予を継続

後継者の死亡等

- 後継者の死亡
- 後継者が一定の障害事由に該当
- 後継者への贈与
- 経営環境が悪化した場合の事業用資産の譲渡・廃業　等

申告・担保提供

要件を満たさなくなった場合

事業用資産が事業の用に供されなくなった場合

事業用資産の課税価格に対応する相続税・贈与税の**納税を猶予**注１

全額納付注２

供されなくなった部分に対応する税額を**納付**注２

猶予税額の免除

（注１）相続税について、被相続人に債務がある場合には、特例事業用資産の価額から債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を基に猶予税額を計算。
（注２）猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合は年３.６％〔特例：０.４％※〕　※利子税特例基準割合０.９％の場合。